

大和シャインズ規約

第1条 (名称)

本チームは大和シャインズ（以下本球団）と称し、大和市学童野球連盟へ属する。

第2条 (目的)

野球を通じ、体力、精神力、野球技術の向上と共に、ルール、マナーを守り、礼儀を重んじて思いやりの心と感謝の気持ちを持つことを目指し、野球の楽しさや感動を通して豊かな情操を育み、健全な心と体の育成を目的とする。

第3条 (活動)

本球団は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 土曜日・日曜日及び祝祭日等の練習、試合、その他の活動
2. 大和市学童野球連盟主催の大会及びその他の大会への参加
3. 連盟への協力と連携
4. 親睦を図るための各種行事
5. その他本球団の目的を達成するために必要な活動

第4条 (団員)

団員は草柳小学校区および他近隣地区の小学生で、本球団所定の「入団申込書」を提出し、尚且つ、本球団の趣旨に同意された保護者の承諾を得て、入団を認められた男女児童とする。事由により退団する場合は、「退団届」を提出する。

第5条 (指導者)

本球団には次の指導者を置き、兼任はこの限りではない。  
また、本球団の趣旨に賛同する者により構成する。

1. 代表
2. 監督
3. チーフコーチ
4. コーチ
5. 審判部
6. 事務局

第6条 (指導者の任務)

指導者の任務は次のとおりである。

1. 代表：本球団運営の総責任者であり、対外的にも本球団を代表する。
2. 監督：指導者および団員に対する総合指導を統括をする。
3. チーフコーチ：監督の下、本球団各クラスの技術指導をする。監督不在の際は、本球団各チームの指揮を執る。
4. コーチ：団員に対する技術指導を行う。
5. 審判：本球団における練習試合、公式戦での審判配置と指導者、団員への野球規則の指導を行う。
6. 事務局：代表と共に、チームの円滑な運営のため本球団構成員への連絡や事務的業務を行う。

第7条 (役員)

本球団には次の役員を置く。兼任はこの限りではない。

また、役員構成にあたっては、保護者で担い、団員の入団を以て退団までの間に一度（再任は拒まない）就任を依頼する。

1. 総務
2. 会計
3. 企画（スポーツ保険）
4. 連絡
5. 監査

第8条 (役員役割)

役員役割は次のとおりである。

1. 総務：役員全般を統括する。
2. 会計：会費を徴収し、予算、決算など、通常の経費にかかわる事務を執行する。
3. 企画：本球団の行事等の円滑な運営を図る。またスポーツ保険の窓口を担当する。
4. 連絡：本球団の保護者と役員および指導者との事務連絡を行う。
5. 監査：会計の監査を担当する。

第9条 (保護者)

保護者は、本球団団員の応援と本球団指導者のサポートを行う。

第10条 (指導方針)

練習方法、選手起用等については、その一切の権限を監督に一任する。

第11条 (運営)

本球団運営は次の者で行う。

1. 代表、事務局を運営の執行部門とし、運営部とする。
2. 本球団運営に関する決定事項は、運営部で決定する。

第12条 (会費)

会費は、月額 1,500円とし、2カ月毎に回収する。

1. 会費は、ボール、用具、グラウンド利用料、スポーツ保険、大会参加費、行事費、事務費など、球団の運営に必要な経費に当てる。
2. 団員、保護者、指導者への慶弔金、お見舞い金等は、その都度状況により会費より支払う。
3. 運営部において必要と認めた場合、代表の承認をもって別途特別会費を徴収することができる。

第13条 (保険)

本球団活動中の事故等、不測の事態の保障は加入した保険の範囲内とし、本球団並びに指導者や関係者に対して、一切責任を問わない。

1. 選手・指導者はチームの負担により必要なスポーツ保険に加入するものとする。
2. 保険に加入するまでの間、未加入者に対し活動の内容を制限することができる。

第14条 (慶弔金・見舞金)

団員、保護者または指導者に事故が生じた場合、次の弔慰金または見舞金を出すこととする。

1. 死亡の場合1万円
2. 入院1ヶ月以上の長期療養の場合5千円
3. 前項各号にかかわらず、運営部により決定した慶弔金、見舞金を出す場合がある。

第15条 (総会)

総会は、毎年3月に代表が招集し、収支および事業報告及び次年度計画(案)について報告を行う。

1. 総会は、選手を除く本球団員保護者、役員及び指導者をもって構成する。
2. 総会は、原則として年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、代表が招集する。
4. 総会は、本球団員保護者、役員、指導者により構成された議決権を持つ出席者数(委任状を含む)が全体の半数を超えることで成立する。

第16条 (会計)

1. 会計年度は毎4月1日～3月31日とする。
2. 会計は、決算報告書の会計監査を受け、総会で承認を得なければならない。

第17条 (規約改正)

本規約の改正は、総会を構成する総議決権の過半数の賛成で成立する。

第18条 (附則)

1. 本球団は昭和56年2月1日に設立したものである。
2. 本規約は平成26年3月9日をもって施行する。